

令和元年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会 議事概要

1 開催日時

令和元年12月25日（水）午後2時～午後3時半

2 場所

県庁行政庁舎18階 特別会議室

3 出席者

- ・ 委員 22名中19名
- ・ 事務局 障害福祉課長，精神保健福祉対策監，障害福祉課長補佐ほか

4 議事録

(1) 開会

十島委員，上國料委員，采女委員を除く19名（4名代理）が出席し，定数22名の半数以上が出席

(2) 説明事項 1

- ① 「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の概要について
- ② 鹿児島県障害者差別解消支援協議会について
【事務局】
(条例及び協議会の概要について説明)

(質疑事項なし)

(3) 説明事項 2

- ③ 障害者差別に関する普及啓発・相談対応について（令和元年度）
【事務局】
(条例に基づく相談対応等の実施状況について説明)

【委員】

資料1の2ページに，関係団体との連携が図示してあるが，市町村の身体障害者相談員，知的障害者相談員及び基幹相談支援センター相談員の3種の相談員が身体障害者福祉協会に来ることがある。以前は県がこの業務を行っていたが，権限委譲で市町村に委譲されたものと認識して

いる。資料では、連携の形が示されているが、市町村によっては、相談員を設置していないところが見受けられる。県としてはこういう条例を定めている以上、市町村との連携は当然取らないといけないと思う。設置の義務は市町村にあると思うが、連携を保っていくためにどのような形で取り組まれているのか、具体的な取組があれば教えてほしい。

最近はこの相談員の相談業務に関して、市町村でも基幹相談支援センター等を設置し、相談受付時に話を繋ぎ、相談者に対する解決がスムーズにいく形が取れてきているので、相談員配置についても、一緒にやっていただけたらと思う。

【会長】

市町村における相談員の配置、県との連携の現状に関する質問だが、いかがか。

【事務局】

資料1の2ページは障害を理由とする差別の相談紛争解決体制を図示している。県としては、障害者くらし安心相談員を配置し、障害者差別解消の相談について中心的にやっているが、配置している相談員だけの対応は困難であるため、関係機関と連携して対応している。身体障害者相談員については、市町村が非常勤という形で委嘱をしており、身体障害者相談員がいるいないに関わらず、市町村との連携は大変重要であるので、今後とも連携を図っていきたいと考えている。

【会長】

具体的な問題があるのか。

【委員】

市町村が担う業務であり、県が直接担う業務でないことは認識しているが、一緒の土台に上がれないところがでてくると、全体的に進めていく上で支障がでてくると思う。今回の委譲事務を県から受ける際に必要な経費は恐らく委譲しているはずである。市町村の取組だとは思っているので、本日この場でどうこうというわけではないが、ぜひ手を携えて一緒にやっていただけたらというのが希望である。

【会長】

啓発的にできる体制作りの様なことをしていくことも、体制を補完し

ていく上で重要だと思った。

【委員】

資料1の5ページの「障害者差別に関する普及啓発・相談対応」について、第1の「3事業所等への個別訪問」の数字を見ると、合計190件のうち、大隅地域振興局が162件と非常に多いが、障害福祉課は2件となっている。他方で「障害者くらし安心相談員の活動状況」については、対応件数合計158件のうち、障害福祉課は108件で、大隅地域振興局は23件となっている。対応回数については232件のうち、障害福祉課が172件、大隅地域振興局が23件となっている。大隅地域振興局の個別訪問の件数が非常に多くなっているが、こうなった理由を可能な限りで教えていただきたい。他方で障害者くらし安心相談員の活動状況については、障害福祉課の対応回数は多いが、こういった違いが出てきている理由を伺いたい。特に、資料中の広報・行事等では「リーフレット、ポスター、県ホームページ、街頭キャンペーン」等とあるが、地域間で違いがあることで結果に差異が生じているのであれば、その原因を教えていただきたい。

【会長】

普及啓発の活動状況と相談員の活動状況の数字のギャップについて、詳しく分かるのであれば、教えてほしいということだが、いかがか。

【事務局】

まず、事業所への個別訪問と、障害者くらし安心相談員の活動状況についてであるが、本県に配置している相談員のエリアについては、大隅地域、大島地域、これ以外の地域に分かれており、カバーしている人数や事業所数が違う。加えて、エリア分けはしているが、電話等での相談については、必ずしもエリアどおりに来るわけではないので、障害福祉課で対応する相談の件数、対応回数については、多くなっている。その中で、個別訪問の回数については、障害福祉課では、受け付けた相談対応に時間を要することもあり、なかなか事業所等への個別訪問というのとはできていないのが現状である。一方、大隅地域振興局については、相談の件数は少ないが、障害者差別解消条例あるいは法の趣旨等について、積極的に外に出て啓発活動を行っているという状況である。

【会長】

弁護士相談等での障害者差別に関する相談は、どのような状況か。

【委員】

障害者差別解消法そのものについての相談というのは、それほどないが、事故で重い障害を負った後、賠償請求する際に代理人になるということが多い。賠償の問題が解決した後に、身体に障害が残ったり、職場で仕事がしにくいということがあると、依頼者から話を伺い、勤務先に合理的配慮の提供を求めるか意向を伺う。その上で必要であれば、代理人ができるようにしている。今後もそういった例はあり得ると思っている。また、弁護士会としては、シンポジウム等を開催する際には手話通訳の方を手配し、障害者差別解消法に則った配慮で開催するようにしている。

【委員】

まず、朝礼のときに情報がわからないというような事例について、改善するという話があったが、実際は改善されていないことが多いように感じる。その時だけではなく、繰り返し確認を行っていただきたい。また、ハローワークに聴覚障害者が相談に行った場合、「この会社に入りたい」というようなことを言っても、「聞こえないから無理、電話できないから無理」というように頭ごなしに断られるということを知る。「聞こえないからできない」というのでなく、できる仕事があると思うので、そういったことを相談員に確認し、改善していただきたい。また、個人的な講演も含め、様々な講演があると思うが、その時に手話通訳者の派遣を依頼すると主催者側から断られることがある。「みんなが手話通訳者に注目してしまうのでやめてほしい」というようなことで、断られるという例もある。できれば、どのような講演会であっても必ず手話通訳者をつけていただきたい。

【会長】

相談や訪問について、改善ができる場合もあるし、できない場合もあるというのが現状である。「就職や講演会等での手話通訳者の派遣について、普及啓発もどんどん行って欲しい」ということであるが、いかがか。

【事務局】

まず、相談対応へのフォローについてである。統計データにもあり、かつ、「相談」の回数と比べ「対応」の回数が増えているのは、1つの相談に対して何度か対応しているためである。その中にはその後のフォローも含まれており、相談員もしっかりフォローしている。「足りない

ところがあればもう少しフォローはできないか」ということであるが、これまでの様々な対応状況等も踏まえて考えていきたい。

講演会等での手話通訳者の配置については、現在、県議会で、手話を言語として認識し普及する条例の作成を実施している。正式な名称は「言語としての手話の認識の普及及び手話を使用しやすい環境の制度に関する鹿児島県民条例」であり、パブリックコメントを実施し、県議会の議論に加え、広く意見をいただいている。また、この条例案の作成に当たり、聴覚障害者協会をはじめとした関係者にも意見の聴取等をしている。条例成立後には、手話通訳者の配置等について県民の方々に対し更なる普及啓発・周知ができるのではないかと考えている。今後、手話が言語であるということも含め、聴覚障害者の情報、コミュニケーション等の保証等についても、進めていきたいと考えている。

【委員】

ハローワークの話があったので、説明させていただく。弊局は雇用分野における障害者の差別禁止や、合理的な配慮の提供に取り組んでいる。委員から先程話があったが、「聴覚に障害があるために会社の朝礼等で情報がもらえない」という話については、就職された後の定着指導を実施するようハローワークに指示しており、相談があれば、事業所に向いて説明したいと思っている。

ハローワークの職業紹介の中で、事業所に「聴覚障害があるから紹介しない」という話が出たが、昨年度この会議でもハローワークの職業紹介について、様々な団体から話をいただき、それ以降の、ハローワークの所長や担当者が出席する全ての会議で、意見も踏まえて、障害のある方に寄り添った対応をするよう指示している。例えば、「希望しない職場を紹介される」、「A型事業所しか紹介してくれない」等の話もあったので、十分に説明した上で、本人の希望に沿った形での職業紹介を指示している。ハローワークでは、事業所、障害をお持ちの方と接し連絡を取っているが、希望通り上手くいかないこともある。例えば、聴覚障害の方からの紹介、希望があっても、直前の連絡で企業より業務内容が少し馴染まないと言われていたケースで、職業紹介がうまくいかないと、「窓口での説明が不足している」という話になる。障害にあった職務の開拓というのも行っており、1月以降会議が続くので、障害をお持ちの方に寄り添った対応をするようハローワークを指導していきたいと思う。

【委員】

普及啓発について提案がある。条例が施行されて5年目を迎え、5年前と比べると相談件数も増え、一定の周知がされてきたと感じるが、「専門で話を聞いてくれる相談員が増えたらいい」というのは願いである。しかし、実際の相談件数を見ると「この人数でも足りてるのではないか」というのも感じる場所である。普及啓発がやはり要だと思っており、先日もシンポジウムを開催し、相談員にも話していただいたが、「相談の業務が多すぎるため、普及啓発に思うように注力できないのではないか」というのが私が感じている場所である。そこで提案になるが、長野県では、一般の障害当事者が普及をしていると聞いている。障害当事者は積極的にいろいろな講演や人権活動等に尽力している方も多い。無報酬でもよいので、県から普及活動をするサポーターのような形で委嘱や委託をし、当事者が差別解消条例のことを広められるような活動があればよいのではないか。リーフレットを配ったり、ポスターの掲示依頼、講演等も含めて、サポーター活動を考えれば、当事者も活動しやすく、普及の手伝いができるのではないか。

【会長】

普及啓発に関連して、「当事者の側にも何か役割を担わせることで、普及も加速度的に広がっていくのではないか」という提案であるがいかかか。

【事務局】

貴重な提案であると思う。障害者差別解消に向けては関係機関等が連携しながら普及啓発をさらに進めていくということが必要ではないかと考える。関係機関等には障害者団体の方々等も含まれることになるので、様々な方々の力を借りて普及啓発を進めていきたいと思う。

【委員】

ヘルプカードについて。我々のネットワークでもヘルプカードの普及啓発の手伝いをさせていただいている。来年の2月には難病や希少疾患について皆様方に対する普及活動の一つとして、一層ヘルプカードの普及活動をする予定である。私どもの患者会にも障害をお持ちの方々や難病の方々、また小児慢性特定疾病の方々もいるので、一緒にヘルプカードの普及活動をネットワークとしていこうと思っている。

【会長】

今ヘルプカードの普及啓発がテーマになっているが、他の委員の方々に普及啓発に関連してどのような取組を行っているか、情報を提供できる所があれば教えていただきたい。

【委員】

九州弁護士会には九州弁護士連合会があり、高齢者障害者支援分野の研究検査を重ねている。災害時の障害者支援も非常に重要ではないかということで、私も北九州で開催されたシンポジウムに出席した。今年は鹿児島も大雨がある等、全国的にも災害は多く発生している。

特に障害のある方は、災害が発生すると、生命の危険にさらされる可能性はより高いということもあり、障害に配慮した災害時支援は非常に重要であると思う。シンポジウムでは特に、障害のある方に対して個別支援計画を策定している例が紹介された。高齢者や障害者の災害時支援に備えた個別支援計画を市町村が策定の上、計画を実行していくというようなことを勉強することができた。

北九州市は策定数が多いということで素晴らしいと思った。鹿児島市をはじめ、鹿児島県の自治体もしている所があるとは思いますが、まだまだなのではと感じている。加えて、大分県別府市では、知的障害の方が災害発生時にどういう経路で避難するのかということ、施設の方や、地域の方と実際にプログラムを作成し、避難訓練をするという取組をしており、個別支援計画も策定されているのであろうと拝見したところである。

そのような自治体の取組もあるので、障害者差別解消法の趣旨に則って、合理的配慮の提供として個別支援計画を策定していく、普及していくというのは重要ではないか。市町村が担う業務であるので、県は、つなぎ役になると思うが、普及啓発と、市町村に情報提供していただくとともに、あらかじめ個別支援計画を策定すれば災害時に障害者が生命の危険にさらされることはより回避できるので、連携に取り組んでいただければいいのではないか。

【委員】

ヘルプカードについては、身体障害者福祉協会でも会議の際に、説明をいただいた。身体障害者福祉協会の研修でも霧島市の職員の人に、ヘルプカードの取組について説明を受けたりもした。また、今年の11月に九州の保健福祉大会、それから相談員の会があったが、その中でもこの

ヘルプカードの扱いについて話があった。最近では、普及啓発の取組が次第に活発になってきていると感じる。このような形で続け、広がっていけば一層良いのではと思っている。

【会長】

ヘルプカード、災害時の障害のある方の支援の状況、根本となるような体制づくりに関連して事務局はどのように考えているか。

【事務局】

ヘルプカードについては、今年の7月から本県においても導入している。関係団体の皆様方には、普及啓発に当たりご協力いただきしており、この場を借りて厚くお礼申し上げます。また、今後更なる普及に努めなければならないと考えている。

また、災害時の支援については、それぞれ計画を作成し、対応することになっている。本県においては、危機管理防災局が普及啓発の窓口として市町村と関わりをもっており、いただいたご意見を同局につなぎ、状況等の把握、経過等について情報等を提供したいと思う。

(4) 協議事項

障害者差別の解消に向けた取組状況について

【事務局】

(障害当事者・事業者へのアンケートや障害当事者・家族団体との意見交換会の結果及び各関係部局における取組状況等について説明)

【委員】

知的障害者をフォローしている事例の一つとして、今年4月から入所した方の話をさせていただく。相談支援事業所と連携後、養護学校やハローワークを介しての採用された方であるが、現在は楽しく仕事をされている。知的障害の方であったため、最初は対応が難しかったが、書類にふりがなをつける等しながら分かりやすく説明したりして工夫している。本人の好き嫌いについても養護学校から事前にお話をいただきながら現在は対応しており、「これからもこの方が継続して楽しく仕事をしていただければ」と思っているところである。

また、実習生を受け入れており、地域貢献等に興味を示される方が増えると、合理的配慮にも繋がっていくと考えているので、そうした内容の教育を継続できればと思っている。

それから、災害時支援ということで先程話があったが、弊社は福祉避難所になっている。鹿屋市とも連携を取りながら地域全体で取り組んでおり、10日以上経って、もし交通が回復しない等があれば、消防団と連携を図り、ヘリコプターで物資を供給する等、対応について協議を行っている。福祉だけではなく地域全体で、障害者や高齢者も含めて、連携を図っていければと思っている。

【委員】

大型店舗や施設のバリアフリーチェック、ヘルプカードの普及啓発についてである。12月には、電車の上がり口の段差の高さの検証実験をさせていただき、難病の方々が上り下りする際の不自由さについて市の方々とお話をさせていただいた。また、優先席についてシートの色分けが一席分であるために、1人座席に座ると隣に座った人が見えないというような状況があったので、シートの長さを東京のように分かりやすく、少し伸ばせないか依頼した。さらに、ヘルプカードも全車両についていなかったため、啓発等のお願いをさせていただいた。

大型店舗のバリアフリーについては、車いすでのショッピングをテーマに、定期的に活動した上で、年間の活動を一冊の冊子にまとめている。

【委員】

一つ私が話を伺って思ったことは、精神障害の方の差別解消は非常に難しいということである。差別解消というのは当事者の立場で語られることが非常に重要であり、説得力があると思う。精神障害のある方々は、精神疾患を抱えていると認めたがらない、あるいはそのような認識をされない方が多く、「自分語り・当事者語り」をすることが難しい。時には（精神疾患をお持ちの患者さんが）、他の患者さんを、あいつはおかしいと思うこともある。

さらに、精神疾患をお持ちの方は外見上分かりづらい。ヘルプカード等を持っている身体障害者については、この方は足が悪い、手が少し上手く動かないので助けてくださいということが非常に分かりやすい。精神障害の場合は、外から見て分かりにくく、助けてくださいとヘルプカードを持って歩くこと自体が、本人の尊厳に関わってくる部分があり、本人も社会も許容できないことがある。

また、私は、精神科の患者の方に、「お前ストーカーやろ」、「さっきから俺のことつきまとってるやないか」と言われて絡まれ、とても怖い思いをした経験がある。もし絡まれている人が私のように精神科の患者さ

んをたくさん見ている人でなかったら、どう対処していいかわからないし、ものすごく怖い思いをするだろうと思いながらその場を収めたところであった。精神障害のある方を差別してはいけないというのは当然のことであるが、この人たちに対して、ものすごく異質なものを、怖いものを感じる一般の人の視線がとても分かった。精神疾患のある患者の方々と医師として接する際は怖くないが、一般の人間として接すると、すごい異質であったり、怖かったりというのがある。

何を申し上げたいかという、現在、精神科の病床を減らして地域移行を促す動きがあり、病床の削減目標も定められている。しかし、住居の確保等については、社会が精神障害者に対応することが難しいために、社会へ出た後、病状が悪化して精神科へ戻ってしまう方が多くいる。

このようなことを踏まえて伺いたいのが、地域移行を目指すモチベーション自体はよいことであり、それを喜ばれる精神科の患者の方々も多くいると理解しているが、地域で精神障害のある方を受け入れるに当たって、啓蒙活動というのはされているのか。

【会長】

精神障害に限った話でよいか。

【委員】

そのような認識で差し支えない。

【事務局】

精神障害者のある方の地域移行の取組については、平成29年度から定期的に実施しているところである。その取組については、平成29年度は始良、平成30年度は鹿児島、今年度は南薩、北薩、大隅で取組を進めている。平成29年度からは2日間の研修を受け、本人が精神病院に行きながら同じ境遇にある方を支援する「ピアサポーター」という制度が一点目の取組としてある。住居の確保等については、事業者に保証人になってもらいながら取組を進めているところである。

もう一点目の地域の中での一般の方への啓発については、家族支援教室や、民生委員等を対象に、精神障害者の理解ということで、制度や病気等について説明しながら地域の理解を進めている状況である。

【委員】

本県で高次脳機能障害支援センターを設置し、定期的に研修会を実施している。そこでは、高次脳機能障害をお持ちのお子さんやご家族、福

社介護事業関係者や医療福祉関係者、家族の会等でも情報交換を頻繁に行っていると伺っている。

さらに、住居の確保の関係では、社会、地域で受け入れるということで、各機関が担い手になることは十分あり得ると思っている。弁護士会、司法の世界でも成年後見の利用促進に取り組んでおり、市町村に中核機関を設置する、計画を作成する等行っている。精神障害のある方については、障害をお持ちである親御さんが亡くなった後の「親亡き後支援」は非常に重要だと考えている。

例えば、平成19年に改正された信託法を用い、親御さんが亡くなった後も障害のあるお子さんが住めるよう、財産管理ができるようになっていく。弊社でも実施しており、実際信託手当を締結した例がある。財産管理をして備えておけば、親御さんが亡くなった後も、お子さんが住居を確保できるのではないかと思う。

また、家族や地域で精神障害の方の面倒を見るに当たり、家族の負担は大きく、そうした時に虐待が発生することはあり得ることである。高齢者・障害者虐待防止の研修は弁護士会でも実施しており、特に、養護者の支援について、負担を軽くするというのは虐待を防止する上で重要だと認識している。そのためにも、成年後見制度を利用することや、虐待事案があったときには市町村又は地域包括支援センターに通報し、それ以上虐待が発生しないように速やかに措置を取ることで、関係者が協力していければいいと思っている。

【委員】

私が入社したのは15年前であるが、会社自体に肢体不自由の方と知的障害の方が多いのに驚いた中で、現在は精神障害のある方が3人ほど一緒に働いている。雇用率は9%程である。大変恐縮だが、今年障害者雇用の厚生労働大臣表彰も受けることができ、誇りに思っている。鹿児島県社会福祉協議会で、障害者雇用のことを企業に相談をした際には「精神障害者の雇用についていかがか」と質問があった。

なぜこのように取組んでいるかという点、私たちの会社は障害者雇用の取組と別の取組で、就労支援サービスを行っており、知的障害者と精神障害者の通所している方々、作業訓練士を中心に、鹿児島に約60名ほど受け入れている。うち20名ほどは精神障害のある方である。取組の中で支援員の方や、業者の方々との関係、養護学校の先生や職業センターも含めた方、その障害者就業・生活支援センターの方、相談事業所の方とのネットワークができてきた。

それぞれの方々の個性・特性を理解することができ、現場の方にも「この人はぜひ弊社で頑張ったほうがいいよ」という声が出てきたところでもある。学校の先生や保護者等との地域とのつながり、社会とのつながりの中で、取組を重ねていくことが次第に理解に繋がっていくのではないかと考えている。

【委員】

県から委託を受けた事業として、障害者虐待防止・権利擁護研修の実施がある。今年度は、1月8、9日は鹿児島市で、1月30日は奄美市で実施する予定である。680名を定員としているが、申し込みが既に700名以上である。次に、障害者・高齢者虐待対応専門職チームの編成についてである。いちき串木野市と契約しており、弁護士会と協定を契約しているという状況であり、今年は、まだ相談はないところである。これについては、虐待の事例が発生した時に、市での対応が困難な場合、弁護士や社会福祉会が助言を行うもので、一緒に会議に出席したり、個別に助言をしていくというような内容になっている。その他、障害者福祉や虐待対応に関する研修会への講師の派遣や、各種研修を通じた現場職員の資質向上等の取組を行っている。障害者の事業者、医療機関から依頼があり、講師の派遣等も行っている

【委員】

先程、精神障害の方の地域移行について話があったので、ハローワーク、弊局での取組を紹介したいと思う。現在、企業の法定雇用率が2.2%、国や自治体は2.5%。それも令和3年4月までには0.1%上がるということも決まっている。障害者に関しては、精神疾患の方が求職者の約半分を占めているところであり、背景としては、精神疾患の方の「社会参加をしたい、就職をしたい」という意識が高まってきていることもあると思われる。その中で、ハローワークとしても弊局としても、法定雇用率を達成していない企業を訪問するが、やはり企業では「何でもできる障害者手帳を持っている方であれば雇う」という話が出る。業務の切り出しをしてもらったり、障害の特性に合わせた雇用についての説明を行っており、県内の市町村で法定雇用率を達成していない自治体については、精神障害のある方を雇用している自治体の雇用事例を紹介したりする。

弊局でも様々な障害の方を雇用している。以前は、精神障害のある方は非常勤のみでの雇用であったが、今年度からは正規職員、正規での国家公務員としての雇用も始めているので、雇用の仕方等について丁寧な

説明をしたり、自治体には、障害のある方がより安心できるよう障害者枠での雇用を考えるように伝えている。正規職員でも以前は身体障害者のみの雇用を実施している自治体が多かったが、本県をはじめ、知的障害、精神障害の方も含めて、正規での雇用を進めている自治体も少しずつ広がっていると思う。弊局においても、知的・精神の職員の正規としての雇用もやっているところである。各自治体、各企業にそれぞれの成功事例等を紹介しながら、周知しているところである。

【委員】

この組織図の中で身体と知的の相談者は各市町村に設けてあるように書いてあるが、精神障害に関しては書いていない。地域に帰っても相談する場所がないというのがとても不安である。「別扱いにされてしまう」というのは非常に感じている。家族会も、もともと保健所があったところは家族会があったが、現状は保健所が閉まっている所や、核となる人物がいない為に活動も低調な所もある。

【会長】

精神障害者のための相談員が各自治体に配置されていないということだが、いかがか。

【事務局】

市町村には、精神障害者のための相談員というのはいないが、保健師等が充実しており、相談等には随時対応できていると認識している。

【会長】

精神の方はどこに相談に行ったらいいのか等の周知や啓蒙活動は必要なのか。保健師が対応してくれるところはあるのか。

【事務局】

保健師が対応するところはある。地域の保健所には保健師が配置されており、精神障害者の方にも丁寧な相談で対応しているところである。

【会長】

具体的な事例はあるのか。

【委員】

具体的な事例は私たちには入ってこない。精神障害は、後天性のものである。いじめに遭った子どもたちが、親には相談できなくなり、自分一人で抱えてしまい、それが分かった時点では遅すぎる。予防が重要である。パンフレットの啓発等は素晴らしいことだが、教育等が幼い頃から必要だと考える。いじめというのがなかなかなくなるというのも問題である。いじめに遭った子どもたちが大変な思いをして、精神を煩ってしまう。

【委員】

いじめに遭う等で精神的に追い詰められた方が、その段階で相談できるような窓口が欲しいという意味か。

【委員】

そのような意味である。

【会長】

「先天的に知的障害がある」等ではなく、「いじめられた後に、次第に調子が悪くなっていくのを見た時に、どこの窓口に相談したらよいのか」ということか。

【委員】

親も一生懸命である。自分の子を守るためにどこにも相談せず、親が葛藤しようとするが、それも限界がある。予防的な手段として「今うちの子こういう状態」というのを気軽に相談できるようなところがあればと思う。

【委員】

精神科を受診することがかなりハードルが高すぎるために、役に立たない部分があるのではないかと思った。私たちも気軽に相談できる窓口であることを伝えていくことは必要であると感じた。

【委員】

私は子どもが小児がん、白血病を持つ親の会の者であるが、親は子どもを守るために必死だということは分かる。私自身、鹿児島市の慢性特定疾病の方の自立支援を委託で受けている。精神疾患の治療的な部分は分からないが、「相談窓口として話を聞く」ということでの窓口対応であれば役に立てるのではと思った。ぜひ私どもの会も利用していただけた

らありがたい。

【委員】

現在、教育委員会でスクールソーシャルワーカーや、スクールカウンセラーが配置されていると思う。最近、配置が進んできており、そこで相談しやすい環境が少しでも整うと、早い段階で解決の糸口が見つかっていくのではないかな。

【委員】

「状態が悪くなってから」というよりも、「よりその前の段階でどのような支援をしていくのか」が大きなテーマになると思う。学校関係の仕事をしているので、様々な状態の子どもたちが精神障害のような状態になる可能性はあると感じている。学校関係部局に対して、「こういうような要望がでていた」という話と、具体的な方法を施策の中で考えてもらえないか伝えていただければいいのではないかなと思う。

(5) 報告事項

「障害者差別解消推進功労者」表彰について

【事務局】

(表彰制度について説明)

(質疑事項なし)

【会 長】

それでは、協議を終了する。

【事務局】

以上をもって、令和元年度鹿児島県障害者差別解消支援協議会を閉会する。